

## 社会福祉法人壽光会 サークル活動規程

(目的)

第1条 この規程は、職場（法人）と職員が共に成長し、職場文化を育てることを目的とした職員の自主的なサークル活動に対し助成をおこなうことを定める。

(対象要件)

第2条 法人は職員が行うサークル活動で次に掲げる要件に該当するものに対して、職場内サークル活動推進助成金を支給する。

- ①職員にふさわしい健全な目的をもつもので、営利を目的としたもの、政治活動や宗教活動にかかわるものではないこと
- ②5人以上の職員によって構成されていること
- ③活動責任者（代表者）などサークル運営に必要な者が選任されていること

(申請手続き)

第3条 助成を希望するサークルは毎年度初めに申請書に必要事項を記入し本部総務課に提出しなければならない。

(助成金)

第4条 法人は、第3条の申請書及び第5条の活動報告書により適当と判断するサークル活動に対し、年度初めに職場内サークル活動推進助成金を支給する。

助成金額は職員数1名当たり年間10,000円とする。

(活動報告)

第5条 職場内サークル活動推進助成金を受けるサークルの代表者は、年度末に1回の活動報告書を総務課に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第6条 助成金を受けているサークルが第2条に規定する要件を欠いた場合および職員が不祥事を起こした場合、支給された助成金を一部もしくは全額返還しなければならない。

付則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。